

品川区民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の
許可等に係る事務手続要綱

制定 令和6年8月30日区長決定
要綱第328号

(目的)

第1条 この要綱は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成29年政令第290号。以下「令」という。）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働大臣告示第341号）および民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第12条の厚生労働大臣が定める基準（平成29年厚生労働大臣告示第342号）に基づく民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業について、その業務の円滑かつ適正な運営を確保するため、民間あっせん機関の許可等に係る必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、前条の各法令等に定めるところによる。

(許可申請)

第3条 養子縁組あっせん事業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第6条第2項および第3項ならびに規則第1条各項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業許可申請書（第1号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書に、別表第1に掲げる書類および宣誓書（第2号様式）を添付しなければならない。

3 第1項の場合において、申請者が養子縁組あっせん事業において手数料を徴収するときは、前項に規定する添付書類のほか、手数料表（第3号様式）を添付させるものとする。

(審査基準)

第4条 区長が許可するために必要な審査基準は、法、規則、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（平成29年11月27日付子発1127第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）第2のⅡの2の（1）および養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について（平成30年3月9日付子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「課長通知」という。）1の（1）に基づき、別表第2に掲げる事項とする。

- 2 区長は、前項に規定する審査基準に基づく審査において、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が、課長通知1の（1）の①から④までのいずれにも該当しないことを確認した上で、暴力団員等該当性について、警察に対して情報提供を求め、該当しないことを確認する。

(許可)

第5条 区長は、審査の結果、第4条に規定する許可申請が第5条に規定する審査基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、申請者が法第8条各号に掲げる者のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。
- 3 区長は、前項の規定に関し、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が法第8条第3号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを宣誓書により確認した上で、当該申請者（申請者が法人の場合は、その役員）の本籍地の市町村に対して、犯歴情報の照会を行う。
- 4 区長は、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が法第8条第5号に掲げる者に該当しないことを確認するため、前項の規定による確認に加え、必要に応じて、当該申請者（申請者が法人の場合は、その役員）の居住地等の都道府県等に対して、課長通知1の（5）に規定する事項に関する照会等を行うこととする。

(許可証の交付)

第6条 区長は、第6条に定める許可をしたときは、規則第4条第1項に規定する養子縁組あっせん事業許可証（第4号様式）を交付しなければならない。

- 2 区長は、許可証の交付を受けた者が当該許可証を亡失し、または当該許可

証が滅失したときは、その者に、速やかに、規則第4条第2項に規定する養子縁組あっせん事業許可証再交付申請書（第5号様式）を提出させなければならない。

- 3 前項の規定により、養子縁組あっせん事業許可証再交付申請書が提出されたときは、区長は、当該許可証を再交付しなければならない。

（許可の更新）

第7条 第6条の許可の有効期間は、法第12条第1項に基づき、当該許可の日から起算して3年間とする。

- 2 区長は、養子縁組あっせん事業を行う民間あっせん機関が前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該民間あっせん機関者に許可の有効期間の更新を受けさせなければならない。

- 3 区長は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第5条に規定する審査基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

- 4 第2項の規定によりその更新を受けた場合における第6条の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年とする。

- 5 第4条の規定は、第2項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（変更の届出）

第8条 区長は、民間あっせん機関が法第6条第2項各号に掲げる事項（規則で定めるものを除く。）に変更があつたときは、当該民間あっせん機関に、遅滞なく、規則第5条第2項に規定する養子縁組あっせん事業変更届出書および養子縁組あっせん事業許可証書換申請書（第6号様式）によりその旨を届け出させなければならない。この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他規則で定める書類を添付させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を

交付しなければならない。

- 3 区長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、書換え後の許可証を交付しなければならない。
- 4 区長は、前2項の規定による届出を受けたときは、必要に応じて適宜変更事項の確認を行うこととする。

(廃止の届出)

第9条 区長は、民間あっせん機関が養子縁組あっせん事業を廃止したときは、当該民間あっせん機関に、遅滞なく、規則第6条第2項に規定する養子縁組あっせん事業廃止届出書（第7号様式）により、その旨を届け出させなければならない。

(区長への報告)

第10条 区長は、民間あっせん機関に、毎事業年度終了後2月以内に、養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あっせん事業に係る事業報告書を作成のうえ、提出させなければならない。

- 2 区長は、民間あっせん機関に法第32条第1項各号および第2項に掲げる事由が生じたときは、当該民間あっせん機関に、当該各号に掲げる事項を報告書（第8号様式）により報告させなければならない。

(指導および助言)

第11条 区長は、法の施行に関し必要があると認めるときは、民間あっせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導および助言をすることができる。

(報告および検査)

第12条 区長は、法を施行するために必要な限度において、規則で定めるところにより、民間あっせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

- 2 区長は、法を施行するために必要な限度において、その所属する職員に、民間あっせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、または帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、規則第19条に規定するその身分を示す証明書（第9号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これ

を提示しなければならない。

- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

	提出書類	根拠法令
1	定款その他の基本約款を記載した書類 (法人に限る。)	法第 6 条第 3 項第 1 号
2	業務方法等 ※記載事項は、厚生労働省子ども家庭局長通知(平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号) 第 2-II-1-(4)-②によること。	法第 6 条第 3 項第 2 号
3	事業所ごとの事業計画書 ※収支計画に関する内容を含めること。	法第 6 条第 3 項第 3 号
4	財産目録	法第 6 条第 3 項第 4 号
5	賃借対照表	法第 6 条第 3 項第 4 号
6	収支計算書又は損益計算書	法第 6 条第 3 項第 4 号
7	登記事項証明書	規則第 1 条第 5 項 1 号
8	役員の履歴書 ※役員の氏名・フリガナ・生年月日・性別・住所が記載されていること。 ※本人の記名押印又は署名があること。 ※写真の貼付は不要。	規則第 1 条第 5 項 2 号
9	養子縁組あっせん責任者の履歴書 ※写真の貼付は不要。	規則第 1 条第 5 項 3 号
10	養子縁組あっせん責任者が規則第 18 条第 1 項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類	規則第 1 条第 5 項 3 号
11	事業所の建物図面	規則第 1 条第 5 項 4 号
12	事業所の建物の登記事項証明書(申請書の所有に係る場合に限る。)	規則第 1 条第 5 項 4 号
13	事業所の建物の賃貸借契約書又は使用賃貸借契約書(申請者以外の所有に係る場合に限る。)	規則第 1 条第 5 項 4 号
14	国際的な養子縁組あっせんを行うとする場合は、次に掲げる書類 ・相手先国の養子縁組及び養子縁組あっせんに係る関係法令(州ごとに法令が定められている場合には、当該州ごとの法令を含む。)及びその日本語訳。 ・相手先国において国際的な養子縁組のあっせんについて申請者の活動が認めら	規則第 1 条第 5 項 5 号

	<p>れていることを証明する書類（相手先国において許可等が必要である場合に限る。）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳。</p>	
15	<p>国際的な養子縁組あっせんを行うとする場合であって、取次機関を利用するときは、次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該取次機関との営業分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 ・相手先国において、当該取次機関の活動について許可が必要である場合には、当該取次機関が当該許可を受けていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 	規則第1条第5項6号
16	<p>役員又は養子縁組あっせん責任者が精神の機能の障害に関する医師の診断書</p>	規則第1条第5項7号

別表第2（第4条関係）

	審査項目	根拠法令
1	<p>養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。</p> <p>※事業を安定的に遂行するに足りる財産基礎を有していること。</p>	法第7条第1項第1号
2	<p>事業を行う者（法人の場合はその経営を担当する役員）が社会的信望を有すること。</p> <p>なお、社会的信望を有するとは以下に該当しないことをいう。</p> <p>①役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人</p> <p>②役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人</p> <p>③暴力団員等がその事業活動を支配する法人</p> <p>④暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人</p>	法第7条第1項第2号
3	<p>次のいずれかの法人格を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・医療法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 	法第7条第1項第3号
4	<p>事業の経理がその他経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</p>	法第7条第1項第4号
5	<p>営利を目的として事業を行おうとするものでないこと。</p>	法第7条第1項第5号
6	<p>脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。</p>	法第7条第1項第6号
7	<p>個人情報適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。</p>	法第7条第1項第7号
8	<p>業務方法等を作成し、それに従って適正に運営されることが期待できること。</p>	法第7条第1項第8号

9	養子縁組あっせんのみならず、児童、児童の父母等及び養親希望者に対して的確な支援を行うことができる能力を有すること。	法第7条第1項第8号
10	養子縁組あっせん事業の許可を取り消された者にあつては、取消しの日から起算して5年を経過するとともに、当該取消しの事由が解消されていること。	法第7条第1項第8号
11	国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合にあつては、相手先国の法制度を把握するとともに、児童、児童の父母及び養親希望者との的確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。	法第7条第1項第8号
12	養子縁組あっせん責任者については、なり得る者の名義を借用して許可を得るものでないこと。	法第7条第1項第8号
13	法第8条第1項各号に該当していないこと。	法第7条第1項各号

養子縁組あっせん事業を行う事業所に関する事項

⑩事業所		
名称	所在地	

土地面積	建物面積	建物構造
m ²	m ²	
⑪養子縁組あっせん責任者		
氏名		住所
-----		-----
経歴	勤務形態	研修の受講状況
		修了(年 月)・受講予定
⑫担当者氏名等		
職	氏名	電話番号

⑩事業所		
名称	所在地	

土地面積	建物面積	建物構造
m ²	m ²	
⑪養子縁組あっせん責任者		
氏名		住所
-----		-----
経歴	勤務形態	研修の受講状況
		修了(年 月)・受講予定
⑫担当者氏名等		
職	氏名	電話番号

⑬取次機関

名 <small>(ふりがな)</small> 称	-----
住 <small>(ふりがな)</small> 所	-----
事業内容	

申請者（法人の役員を含む）は、法第8条各号のいずれにも該当せず、法第36条第1項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者は法第8条第2号から第8号までに該当しない者であって、かつ、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）第18条第1項各号に掲げるいずれかの資格または経験を有することを誓約します。

<記載要領>

- 1 養子縁組あっせん事業の許可を申請する場合には、表題中「養子縁組あっせん事業有効期間更新申請書」の文字を抹消し、および2の全文を抹消すること。
また、養子縁組あっせん事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「養子縁組あっせん事業許可申請書」の文字を抹消し、および1の全文を抹消すること。
- 2 ①欄には、申請書を区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 3 複数の都道府県、指定都市または児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に事業所を設けて養子縁組あっせん事業を行う場合、それぞれの都道府県知事、指定都市市長または児童相談所設置市の市長に対し許可の申請をすること。
- 4 ②欄には、許可の申請者である法人の名称および代表者の氏名を記名押印または署名のいずれかにより記載すること。
- 5 ③欄は、有効期間の更新申請の場合のみ、許可番号、許可の有効期間の末日を記載すること。
- 6 ④欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の名称を記載すること。
- 7 ⑤欄には、申請を行う都道府県等における、養子縁組あっせん事業を行う法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 8 ⑧欄には、役員および養子縁組あっせん責任者の精神の機能の障害の有無について、それぞれ「有」か「無」のいずれかに丸を付すとともに、「有」の場合は、その者の氏名を記載すること。
- 9 ⑨欄には、他に行っている事業の種類および内容を記載すること。
- 10 ⑩欄には、養子縁組あっせん事業を行う事業所を全て記載すること。「建物構造」欄には、木造、鉄骨造、RC造、SRC造の別を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 11 ⑪欄には、事業所ごとに選任することとされている養子縁組あっせん責任者の氏名等を記載すること。「経歴」欄には、規則第18条第1項各号に掲げる資格または経験のうち有するものを記載すること。「勤務形態」欄には、常勤・非常勤の別を記載するとともに、非常勤の場合は勤務状況を具体的に記載すること。「研修の受講状況」欄には、規則第18条第2項の厚生労働大臣が認める研修について、修了している場合は修了に丸を付すとともに修了した年月を記載し、修了していない場合は受講予定に丸を付すこと。
- 12 ⑫欄には、それぞれの事業所における担当者の職・氏名・電話番号を記載すること。
- 13 ⑬欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

<添付書類>

- 定款その他の基本的約款を記載した書類
 - 業務方法書（法第6条第3項第2号に規定する養子縁組あっせん事業の実施方法を記載した書類）
 - 国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合は、当該国際的な養子縁組のあっせんの相手先国に関する書類（取次機関を利用しようとする場合は、あわせて当該取次機関に関する書類）
 - 養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの当該あっせん事業に係る事業計画書
 - 財産目録、貸借対照表および収支計算書または損益計算書
 - 手数料表（様式第2号）
 - 登記事項証明書
 - 役員の履歴書
 - 養子縁組あっせん責任者の履歴書および規則第18条第1項各号に規定する資格または経験を有することを証する書類
 - 事業所ごとの施設の概要を記した書類
 - 役員または養子縁組あっせん責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員または養子縁組あっせん責任者が精神の機能の障害を有する場合に限る）
- ※ 法第6条第1項の許可を受けた後、上記添付書類に変更があった場合には、遅滞なく区長に変更後の書類を提出すること。

宣誓書

1 誓約事項

- ① 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する養子縁組あっせん事業の許可基準を満たすこと
- ② 法第8条に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと
- ③ 以下のいずれにも該当しないこと

- ・ 役員が、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人
- ・ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（※）
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのある法人

※「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資または融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人
- ・ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていることまたは売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人

2 同意事項

- ① 1を確認するため、官公署に対し、役員に関する個人情報が提供され、照会が行われること
- ② ①のために必要な役員の情報（性別、生年月日、本籍地）を提供すること

年 月 日

品川区長 あて

上記誓約事項および同意事項について確認の上、誓約および同意します。

法人名称 _____

代表者氏名 _____

(裏面)

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 一 養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
- 二 養子縁組あっせん事業を行う者(その者が法人である場合にあっては、その経営を担当する役員)が社会的信望を有すること。
- 三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。
- 四 養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 六 脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 七 個人情報 を適正に管理し、および児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 (略)

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

- 一 心身の故障により養子縁組あっせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待または児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 六 第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号または次号のいずれかに該当するもの
- 八 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

第3号様式（第3条関係）

手 数 料 表

① 年 月 日

(ふりがな)
②申請者名称

(ふりがな)
代表者氏名

③適用事業所名称

本事業所が、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第2条第4号の養子縁組あっせん事業を行った場合は、法第9条第1項の規定に基づき、次のとおり手数料を申し受けます。

1. 徴収する手数料の種類

第1号手数料

- (1) 養親希望者に対する相談援助、養親希望者による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の特定の養親希望者に係る業務に要する交通費または通信費（(2)から(10)までに含まれるものを除く。）
- (2) 養親希望者に対する研修に要する費用
- (3) 養親希望者に対する養子縁組のあっせんに係る児童（以下「あっせん児童」という。）およびその父母等に対する相談援助、当該あっせん児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の当該あっせん児童およびその父母等に係る養子縁組のあっせんに係る業務に要する交通費または通信費
- (4) あっせん児童に係る出産に要する費用（妊産婦に対する健康診査に要する費用を含み、当該出産および健康診査を取り扱う医療機関その他の機関が通常の分娩および健康診査の際に請求する額を超えない部分に係るものとし、あっせん児童の父母等が出産育児一時金その他の給付金を利用して支払う場合には当該給付金の額を控除した額に係るものに限る。）
- (5) 養親希望者にあっせん児童を委託するまでの間の当該あっせん児童の養育等に要する費用
- (6) 養親希望者にあっせん児童を委託した場合における養親希望者への相談援助に要する交通費または通信費
- (7) 裁判所に提出する書類の作成に要する費用
- (8) 国際的な養子縁組を行う場合にあっては、それに係る文書の翻訳および査証を受けるために必要な書類の作成に要する費用
- (9) 養子縁組の成立後の児童および養親に対する相談援助に要する交通費または通信費およびその相談援助に必要な養子縁組のあっせんに係る文書の保存に要する費用
- (10) その他特定の養親希望者から手数料として徴収することが社会通念上適切と認められる費用

□第2号手数料

- (1) 児童の父母等に対する相談援助、児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の特定の児童等に係る業務に要する交通費または通信費
- (2) 養子縁組のあっせんに係る特定の児童の出産に要する費用（妊産婦に対する健康診査に要する費用を含み、当該出産および健康診査を取り扱う医療機関その他の機関が通常の出産および健康診査の際に請求する額を超えない部分に係るものとし、児童の父母等が出産育児一時金その他の給付金を利用して支払う場合には当該給付金の額を控除した額に係るものに限る。）
- (3) 養親希望者が児童を引き取るまでの間の当該児童の養育等に要する費用

□第3号手数料

- (1) 上記に掲げる費用（特定の養親希望者に係る業務または特定の児童等に係る業務に現に要した費用として金額を示すことができるものに限る。）の合計額から第1号手数料または第2号手数料として徴収する額を控除した額
- (2) 人件費、事務費その他の養子縁組あっせん事業の運営に通常要する費用（上記に掲げる費用を除く。）の額

2. 徴収する手数料の額および手数料を徴収する時期

<第1号手数料>

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
(1)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(2)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(3)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(4)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(5)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(6)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(7)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(8)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(9)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(10)の費用	実際に要した額の 全部・一部	

<第2号手数料>

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
(1)の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(2)の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(3)の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	

<第3号手数料>

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
(1)の費用	円	
(2)の費用	円	

<記載要領>

- 1 ①欄には、区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 2 ②欄には、申請者である法人の名称および代表者の氏名を記名押印または署名のいずれかにより記載すること。
- 3 ③欄には、本手数料表に基づき手数料を徴収することとなる全ての事業所の名称を記載すること。
- 4 「1. 徴収する手数料の種類」においては、徴収する手数料の種類に該当する項目の□にチェックすること。
- 5 第1号手数料とは、特定の養親希望者に係る業務（特定の養親希望者に対する養子縁組のあっせんに係る児童およびその父母等に対する業務を含む。）に現に要した費用として金額を示すことができるものであって、特定の養親希望者から徴収するものであること。
- 6 第2号手数料とは、特定の児童またはその父母等に係る業務に現に要した費用として金額を示すことができるものであって、当該特定の児童の父母等から徴収するものであること。
- 7 第3号手数料とは、(1)の費用の額および(2)の費用の額の全部または一部を合計した額について、当該事業年度の養親希望者数で按分する方法その他の事前に定めた適切な方法により算定したものであって、事前に定めた者（当該事業年度の養親希望者全員等）から徴収するものであること。
- 8 「2. 徴収する手数料の額および手数料を徴収する時期」の「手数料の額」欄においては、「1. 徴収する手数料の種類」で□にチェックした費用について、
 - ・第1号手数料および第2号手数料にあつては、「全部」または「一部」のいずれかに丸を付すこと。
 - ・第3号手数料の(1)の費用にあつては、当該事業年度の養親希望者から前事業年度等の過去に要した費用を徴収するなど、あらかじめ具体的な金額を示すことができる場合には、当該金額を記載すること。
 - ・第3号手数料の(2)の費用にあつては、当該事業年度の事業計画において見込まれる人件費、事務費等を養親希望者の見込み数で按分するなどにより算定した額を記載すること。
- 9 「2. 徴収する手数料の額および手数料を徴収する時期」の「手数料を徴収する時期」欄においては、養親希望者に対する研修を受けたとき、あっせんに係る養子縁組が成立したときなど、手数料を徴収する時期を具体的に記載すること。
また、児童の父母等の同意の撤回や縁組成立前養育の中止等により養子縁組のあっせんを中断したときでも手数料を徴収する場合には、その旨を明記すること。
- 10 各項目に係る費用の算定の根拠となる料金表を別に添付すること。また、第3号手数料については、添付する料金表において、具体的な算定方法および手数料を徴収する対象者を記載すること。

許可番号

許可年月日 年 月 日

養子縁組あっせん事業許可証

法人の名称

所在地

上記の者は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて、下記のとおり養子縁組あっせん事業を行う者であることを証明する。

年 月 日

品川区長

記

1 事業所の
名称
所在地

2 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

養子縁組あっせん事業変更届出書
 養子縁組あっせん事業許可証書換申請書

① 年 月 日

品川区長 あて

(ふりがな)
 ②届出者 名称
 (ふりがな)
 代表者 氏名

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許 可 番 号	(有効期間の末日 年 月 日)		
(ふりがな) ④法 人 の 名 称		
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 □□□ - □□□□	電話	()
		
		
⑥事業所	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 所 在 地	
	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 所 在 地	
⑦変 更 事 項			
⑧変 更 前			
⑨変 更 後			
⑩変 更 年 月 日			

⑪事業所の新設
または廃止の理由

⑫新設事業所

(ふりがな) 名称		
(ふりがな) 所在地		
建物の 状況	土地面積	建物面積	建物構造
	m ²	m ²	
養子縁組 あっせん 責任者	氏名	住所	
	経歴	勤務形態	研修の受講状況
			修了(年 月)・受講予定
担当者	職	氏名	電話番号

(ふりがな) 名称		
(ふりがな) 所在地		
建物の 状況	土地面積	建物面積	建物構造
	m ²	m ²	
養子縁組 あっせん 責任者	氏名	住所	
	経歴	勤務形態	研修の受講状況
			修了(年 月)・受講予定
担当者	職	氏名	電話番号

<記載要領>

- 1 養子縁組あっせん事業許可証の記載事項（事業所の名称または所在地）の変更を伴わない場合には、表題中「養子縁組あっせん事業許可証書換申請書」の文字を抹消すること。
また、養子縁組あっせん事業許可証の記載事項（事業所の名称または所在地）の変更を伴う場合には、表題の文字を抹消しないこと。
- 2 ①欄には、区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 3 ②欄には、届出者である法人の名称および代表者の氏名を記名押印または署名のいずれかにより記載すること。
- 4 ③欄には、許可の際に付与された許可番号および許可の有効期間の末日を記載すること。
- 5 ④欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の名称を記載すること。
- 6 ⑤欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 7 ⑥欄には、変更の届出に係る全ての事業所（新設に係る事業所を除く。）の名称および所在地を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 8 ⑩欄には、変更事項について、変更した年月日を記載すること。
- 9 養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設の場合における記載方法
新たに養子縁組あっせん事業を行う事業所を新設した場合は、以下のとおり記載すること。
また、新設した事業所のあっせん事業に係る事業計画書、養子縁組あっせん責任者の履歴書および民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）第18条第1項各号に掲げる資格または経験を有することを証する書類、施設の概要を記した書類を添付すること。
 - ・⑦欄には「事業所の新設」と記載すること。
 - ・⑧⑨欄には、記載を要しないこと。
 - ・⑩欄には、新設した事業所で養子縁組あっせん事業を開始した年月日を記載すること。
 - ・⑪欄には、事業所を新設した理由を具体的に記載すること。
 - ・⑫欄には、該当する全ての事業所について記載すること。具体的な記載方法は以下のとおりとすること。
 - ・「建物の状況」の「建物構造」欄には、木造、鉄骨造、RC造、SRC造の別を記載すること。
 - ・「養子縁組あっせん責任者」の「経歴」欄には、規則第18条第1項各号に掲げる資格または経験のうち有するものを記載するとともに、他の事業所における養子縁組あっせん責任者を兼務させる場合にあってはその旨を記載すること。「勤務形態」欄には、常勤・非常勤の別を記載するとともに、非常勤の場合は勤務状況を具体的に記載すること。「研修の受講状況」欄には、規則第18条第2項の厚生労働大臣が認める研修について、修了している場合は修了に丸を付すとともに修了した年月を記載し、修了していない場合は受講予定に丸を付すこと。
 - ・「担当者」欄には、新設した事業所における担当者の職・氏名・電話番号を記載すること。
- 10 養子縁組あっせん事業を行う事業所の廃止の場合における記載方法
養子縁組あっせん事業を行う事業所を廃止した場合は、以下のとおり記載すること。なお、養子縁組あっせん事業を行う全ての事業所を廃止した場合は、法第14条第1項の規定に基づき様式第6号（養子縁組あっせん事業廃止届出書）を提出すること。
 - ・⑥欄には、変更の届出に係る全ての事業所（新設に係る事業所を除く。）の名称および所在地を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
 - ・⑦欄には「事業所の廃止」と記載すること。
 - ・⑧⑨欄には、記載を要しないこと。
 - ・⑩欄には、廃止した事業所で養子縁組あっせん事業を終了した年月日を記載すること。
 - ・⑪欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。

養子縁組あっせん事業廃止届出書

① 年 月 日

品川区長 あて

(ふりがな)
②届出者 名称

(ふりがな)
住 所

(ふりがな)
代表者 氏 名

下記のとおり養子縁組あっせん事業を廃止したので、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、届出をします。

記

③許 可 番 号		
④事業所	(ふりがな) 名 称	-----
	(ふりがな) 所在地	-----
	(ふりがな) 名 称	-----
	(ふりがな) 所在地	-----
	(ふりがな) 名 称	-----
	(ふりがな) 所在地	-----
	⑤廃止年月日	
	⑥廃止理由	
⑦帳簿の引継先		
⑧備 考		

<記載要領>

- 1 ①には、届出書を区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 2 ②には、届出者である法人の主たる事務所の住所、名称および代表者の氏名を記名押印または署名のいずれかにより記載すること。
- 3 ③欄には、許可の際に付与された許可番号を記載すること。
- 4 ④欄には、養子縁組あっせん事業を廃止する全ての事業所の名称および所在地を記載すること。
所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。
- 5 ⑤欄には、養子縁組あっせん事業を廃止した年月日を記載すること。
- 6 ⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 7 ⑦欄には、法第 19 条第 1 項の規定により帳簿を引き継ぐ都道府県または他の民間あっせん機関の名称を記載すること。
- 8 ⑧欄には、担当者職・氏名および連絡先を記載すること。

報告書

(事業者名) _____

(報告年月日)

- ① 年 月 日
- ② 年 月 日
- ③ 年 月 日
- ④ 年 月 日
- ⑤ 年 月 日
- ⑥ 年 月 日

時期		報告内容				
②	養親希望者 1	① 氏名	生年月日	性別	住所	
		② 職業	収入	経歴		
		健康状態	居住する住宅の状況その他家庭の状況			
		あっせん希望理由				
		養親希望者研修修了(見込み)年月日	養子縁組里親であるか	(養子縁組里親の場合)登録都道府県名	法第26条各号のいずれにも該当しない者であるか	
②	養親希望者 2	① 氏名	生年月日	性別	住所	
		② 職業	収入	経歴		
		健康状態	居住する住宅の状況その他家庭の状況			
		あっせん希望理由				
		養親希望者研修修了(見込み)年月日	養子縁組里親であるか	(養子縁組里親の場合)登録都道府県名	法第26条各号のいずれにも該当しない者であるか	
②	同居人 1	① 氏名	生年月日	性別	養親希望者との関係	
		② 職業	健康状態	法第26条第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であるか		
②	同居人 2	① 氏名	生年月日	性別	養親希望者との関係	
		② 職業	健康状態	法第26条第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であるか		
②	児童	① 氏名	生年月日	性別	住所	出生の届出の有無
		監護の状況			心身の健康に関する情報	
②	児童の父母	(母) ① 氏名	生年月日	住所		
		(父) ① 氏名	生年月日	住所		
		あっせん希望理由				
		あっせんに希望するに至った経緯				
(児童の父母以外に当該児童の法定代理人または当該児童についての監護の権利を有する者がある場合のみ) その者の情報						
②	他	① 氏名	生年月日	性別	住所	
		(あっせん申込者が縁組成立前養育に係る児童の父母でない者の場合のみ) その者の情報				
②	他	① 氏名	生年月日	性別	住所	児童との関係

時期	報告内容	
③	縁組成立前養育の中止に至った事由の内容(法第 29 条第5項各号の内容)	
	縁組成立前養育を開始した時から当該事由が生じた時までの間における縁組成立前養育における監護の状況	
④	特定の養親希望者があつせんに係る児童の養育を開始した時から養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時までの間における監護の状況	
⑤	養子縁組の成否	当該養子縁組のあつせんに関して当該養子縁組に係る養親希望者および児童の父母等から徴収する手数料の額
	当該養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時から当該養子縁組の成否が確定した時までの間における監護の状況	
⑥	養子縁組の成立の日から6月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況	
	特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の提起の有無	(即時抗告が提起された場合)当該即時抗告についての決定の内容

<記載要領>

- 1 ①から⑤までに係る事項については、以下の事由が生じたときに、その事由が生じた日から一月以内に作成、報告すること。
 - ・①に係る事項については、養親希望者との養子縁組のあつせんに係る契約の締結
 - ・②に係る事項については、縁組成立前養育の開始
 - ・③に係る事項については、法第 29 条第 5 項各号に掲げる事由(縁組成立前養育が行われている場合に限る。)
 - ・④に係る事項については、養子縁組を成立させるために必要な手続の開始
 - ・⑤に係る事項については、児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定
- 2 ⑥に係る事項については、養子縁組の成立の日から六月が経過したときに、その経過した日から一月以内に作成、報告すること。
- 3 ④に係る事項の作成、報告時点で、縁組成立前養育が行われていない場合は、④に係る事項の作成、報告時に、②に係る事項についても作成、報告すること。
- 4 ①から⑥までに係る事項が、同一の養子縁組のあつせんに関するものである場合は、同一の報告書を使用すること。(既に作成、報告されている事項についても、削除せず使用すること。)

第9号様式(第12条関係)

表 縦十センチメートル
横八センチメートル

証

票

第 号 年 月 日交付

所属

職 氏 名

品川区長

右の者は、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)第三十九条の規定による立入検査、質問又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。

裏

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

(報告及び検査)

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あつせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あつせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。